

第2回目の古着・古布回収を行います

今年度より、町内における「もやせるごみ」の量を減らすために古着・古布の回収を行っています。回収した古着・古布はリサイクルとして、日本国内だけでなく国外でも利用されます。皆様のご協力をお願いします。

回収日時 ● 11月9日(日) 午前9時～午後3時

回収場所 ● 美郷中学校セミナーハウス（旧トレーニングセンターみさと）隣り車庫内

回収方法 ● 透明または半透明な袋に入れて、袋を閉じて持参してください。

注意事項 ● 段ボールや紙袋に入れた状態ではお受け取りできません。新品の衣類等は値札や包装紙など、クリーニング後の衣類等はお店のタグなどを外してください。

回収できるもの

古着、下着類、シーツ、毛布、タオル類など、下記の「回収できないもの以外」であれば、回収します。ただし、洗濯済みのものに限ります。

回収できないもの

布団、座布団、ニットくず、毛糸くず、糸くず、電気毛布、枕、ペットに使用したものの、濡れているもの全般など



問

町住民生活課 環境安全班
☎0187(84)4903

障がいのある方やご家族の方へ 相談支援事業所にお気軽にご相談ください

相談支援事業所では、相談支援専門員や精神保健福祉士が障がいのある方やその家族などからの相談に応じ、必要な指導や助言を行っています。

ひとりで悩んでいる方、家族だけで悩みを抱え込んでいる方はいませんか。相談は無料ですのでお気軽にご利用ください。

相談先	相談支援事業所 サンワーク六郷 (美郷町野中宇下村 55-2)	地域生活支援センター のぞみ (横手市上内町6-39)	指定相談支援事業所 後三年鴻声の里 (美郷町飯詰字東西法寺 258)	地域サポートセンター 川音(かのん) (大仙市角間川町宇四上町 88-7)
電話番号	☎0187(84)0747	☎0182(35)5781	☎0187(83)2035	☎0187(65)2003
対象者	身体・知的障がいのある方やその家族など	精神に障がいのある方やその家族など	知的障がいのある方やその家族など	
相談時間	月曜日～金曜日 第1・3土曜日 午前9時～午後5時	月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 (事前に電話予約が必要です)	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分	
相談方法	電話相談、来所相談、訪問相談			

※相談先によっては事前に電話予約が必要な場合もありますので、ご確認ください。

問

美郷町総合支援協議会事務局(町福祉保健課 福祉班) ☎0187(84)4907

障害福祉サービス事業所を装う廃品回収にご注意ください

障害福祉サービス事業所では、就労訓練として廃品回収事業を行っているところがあります。最近、その事業所を装い、廃品回収を行っている事例が報告されてい

ます。正規の事業所職員は、事業所名の入った作業着を着用し、必ず名刺や名札で証明します。不審な人物の訪問がありましたら下記までご連絡ください。

問

町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

日本赤十字社資のご協力ありがとうございました

5月の赤十字運動月間では、活動資金にご協力をいただきありがとうございました。ご協力いただいた社資の合計額と社員数は右記のとおりです。なお、お寄せいただいた社資は、日本赤十字社秋田県支部に送金しています。今後とも、日本赤十字社の活動にご理解とご協力をお願いします。

【平成26年度社資合計額および社員数】

平成26年度社資合計額 …… 4,935,800円
社員数 …………… 5,012人

自立支援医療(精神通院)制度のお知らせ

自立支援医療(精神通院)制度とは、精神疾患があり、継続的に通院治療を受けている方を対象に、医療費の助成を受けることができる制度です。

申請してこの制度が適用されると、精神疾患の通院医療費の自己負担が原則1割になります。また、利用者の負担が大きくなるように、所得状況に応じて自己負

担上限額が設定されています。

受付窓口 ● 役場 福祉保健課

※所得制限、必要書類など詳細は下記までお問い合わせください。

※受給者証の有効期間は1年間です。利用を継続するには、再申請の手続きが必要です。

ためらわず 知らせてつなぐ 命の輪(平成26年度標語)

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときは、迷わずご相談ください。

相談窓口

児童相談所全国共通ダイヤル ☎0570(064)000

※最寄りの児童相談所につながります。

秋田県南児童相談所 ☎0182(32)0500

秋田県南福祉事務所 ☎0182(32)3294

町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

※連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

「DVかも…」と思ったら、すぐに相談を!

11月はDV防止推進月間です

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、夫や恋人など親密な関係にある人から振るわれる暴力のことです。身体的暴力のほか、精神的または経済的、性的など、あらゆる形の暴力が含まれます。暴力を受け、どうしたらいいのかわからなくなったときは、一人で悩まずにご相談ください。

相談窓口

DV相談ナビダイヤル ☎0570(0)55210

※最寄りの相談窓口を案内します。

秋田県女性相談所 ☎018(835)9052

秋田県警レディース通話110番 ☎0120(028)110

秋田県南福祉事務所 ☎0182(32)3294

町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

除雪作業と冬期間の通行止めにご理解とご協力を

垣根や立ち木の枝処理をお願いします

道路上にはみ出した垣根や立ち木の枝は、除雪作業の支障となるだけでなく、落雪事故などの原因になります。所有者の責任で事前に切り落とすなどの対応をお願いします。また、雪の重みなどで道路上にはみ出している枝については、事故防止のため緊急に町で切り落とす場合があります。あらかじめご了承ください。

冬期間の通行止めについて

下記町道は雪崩の危険があるため、通行止めとします。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

町道名 ● 七滝・仏沢線

規制区間 ● 千畑温泉サン・アール(仏沢地内)から六郷東根字七滝地内まで

規制期間 ● 12月10日(水)～平成27年3月31日(火)

問 町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910(内線2804)